

# お知らせ

◆4月1日から市の組織が変わりました

①荻島地区における産業団地整備および企業誘致の実現を図るため、都市計画課内に荻島地区土地利用推進室を設置します

②臨時福祉給付金支給事業の終了に伴い、臨時福祉給付金室を廃止します ③④について

荻島地区土地利用推進室 ☎96331182、②について

生活福祉課 ☎963311916 ②、③組織改正について：行政

管理課 ☎9633119313

◆公園での火気の使用やサッカー・ゴルフ等は原則禁止です

市内の公園で次のことは原則としてできません。

・バーベキュー・花火等の火気の使用

・野球やサッカー、ゴルフ等

交通ルールの順守と交通マナーの実践を習慣付け、交通事故防止の徹底を図ります。

○全国重点

・子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

・自転車の安全利用の推進

・すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

・飲酒運転の根絶

○埼玉県重点

・子どもと高齢者の歩行中の交通事故防止

## 一日消防署長が火災予防を呼びかけました

3月1日～7日に春の火災予防運動を実施しました。

1日は、越谷市防火安全協会から推薦を受けた市内の事業所に勤める平脇美鈴さんが一日消防署長として、東武新越谷駅ビルヴァリエで火災を想定して実施した消防演習の指揮を執りました。また、越谷市防火安全協会の役員や消防ガーマヤちゃんとともに、消防音楽隊の演奏による防火広報が行われる中、火災予防を呼び掛けました。



火災予防啓発品の配布も行われました

☎消防本部予防課 ☎974-0103

## 4月6日～15日 春の全国交通安全運動

交通安全の順守と交通マナーの実践を習慣付け、交通事故防止の徹底を図ります。

○全国重点

・子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

・自転車の安全利用の推進

・すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

・飲酒運転の根絶

○埼玉県重点

・子どもと高齢者の歩行中の交通事故防止

### 出発式を行います

④4月7日(土)、午前11時から ⑤イオンレイクタウンアウ

トレット東側R駐車場 ⑥式典、アトラクション(大相模

中学校吹奏楽部による演奏)、パトロールカー等出

発、交通安全啓発品の配布

⑦越谷警察署 ☎96410110、市役所くらし安心課 ☎9633119185



火災予防啓発品の配布も行われました

☎消防本部予防課 ☎974-0103

犬等のペットをリード等をつ

けずに散歩させる

運動公園キャンプ場(要予約)

をご利用ください。ボール遊び

は、他の利用者や近隣の家にボ

ールが当たると危険です。球技

専用の公園をご利用ください。

また、間違った遊具の使用は、

大げがの原因となりますので、

正しく使しましょう。

皆さんが気持ちよく公園を使

ごおりご利用できます。

〈休止期間〉 5月7日(月)～14

日(月)

☎越谷市民プール ☎992116602

〈4月～6月の開催日〉 4月

## 住民主体サービスの実施団体等を募集します

◆総合事業における住民主体のサービスの実施団体

介護保険制度のうち、要支

援1・2の方が利用する訪問

型サービスや通所型サービス

では、介護保険事業所の専門

職によるサービスに加えて、

昨年10月から多様なサービス

として、介護従事者の資格要

件等を緩和したサービスや、

支えあい活動や通いの場とい

った地域のボランティアが行

う住民主体のサービスが提供

されています。今後、さらに

高齢者の生活支援ニーズが高

まることが想定されることか

ら、新たに住民主体のサービ

スの実施団体を左表のとおり

活動エリア	実施団体・自治会数
自治会・管理組合等	13団体・自治会
複数の自治会等	
複数の日常生活圏域	1団体

  

活動単位	実施団体・自治会等
自治会等	14団体・自治会

募集内容等、詳しくは地域包括ケア推進課へ。募集内容は市ホームページでもご覧

## えせ同和行為を排除しましょう

越谷市を含む埼玉12市町では、毎年4月を「埼玉えせ同和行為対策強化月間」と定め、同和問題の解決の妨げとなつている「えせ同和行為の排除」を呼びかけています。

「えせ同和行為」とは 個人、企業、行政機関などに対して、同和問題の解決に努力しているように装い、「凶書等物品購入の強要」や「寄付金・賛助金の強要」など、不法・不当な行為や要求をすることです。

えせ同和行為は断固拒否しましょう

このような行為は、要求を受けた人が被害に遭うだけでなく、国民の間に同和問題に

◆オレンジカフェの実施団体に補助金を交付します

オレンジカフェとは、認知症高齢者とその家族が互いに交流する場です。

市が定める要件を満たしたオレンジカフェを実施する団体1団体につき2万円(予算の範囲内)

事前にご連絡のうえ、直接地域包括ケア推進課へ。詳しくは募集要項等をご覧ください。募集要項等は地域包括ケア推進課で配布するほか、市ホームページでもご覧いただけます

☎地域包括ケア推進課(第二庁舎1階) ☎9633119187

※同和問題とは、「同和地区に住んでいる」「あるいは「同和地区に生まれた」という理由で、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受け、憲法が保障する「基本的人権」が侵害されるといふ、日本の歴史の中で生み出された、現在もなお存在する我が国固有の重大な人権問題です。こうした中、平成28年12月16日から「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、埼玉12市町では同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて、引き続き連携しながら、人権教育・啓発活動を積極的に推進してまいります。

☎9633119119